

## 相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務の委託に関する契約に係る入札を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が当該申込価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを調査することをいう。以下同じ。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本市が発注する業務の委託に関する契約のうち低入札価格調査の対象となる契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約であって、庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約とする。

2 低入札価格調査を行う場合は、申込価格が第5条の規定に基づき算定された額に満たない場合とする。

(予定価格)

第3条 低入札価格調査を行う入札において予定価格を算定する場合は、予定価格の算定の基礎となる次に掲げる費目ごとに額をあらかじめ定めるものとする。この場合における費目は、国土交通省が定める建築保全業務積算基準の例による。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接物品費
- (3) 業務管理費
- (4) 一般管理費等

(見積書への費目の記載)

第4条 予定価格の算定の基礎となる見積書を徴する場合は、前条各号に掲げる費目に基づく積算の内訳を求めるとともに、直接人件費について、当該業務に従事する労働者の人数及び時間数等の算定の根拠を明らかにするものとする。

(調査基準価格の算定等)

第5条 低入札価格調査を行う基準となる額(以下「調査基準価格」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接人件費の額に100分の85を乗じて得た額(円未満切捨て)又は発注しようとする年度において相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条第2号の規定により定められた対象業務委託契約に係る労働報酬下限額に基づき算定された額のいずれか高い方の額
- (2) 直接物品費、業務管理費及び一般管理費等を合計した額に100分の70を乗じて得た額(円未満切捨て)
- (予定価格調書への調査基準価格の記載)

第6条 調査基準価格を定めたときは、当該調査基準価格を相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第13条に規定する予定価格調書に記載するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。